

「日本橋小中一貫校 P T A 慶弔規定」

日本橋小中一貫校 P T A 慶弔規定を次のように定める

1. 慶弔費は、以下に従い支出するものとする

内 容	支出の範囲	金 額
1) 病気・けがによる入院	・ 児童生徒（入院 1 週間以上）	5,000 円
2) 忌	・ 正会員（P T A 正会員たる教職員含む） ・ 賛助会員 本人・配偶者 ・ 児童・生徒 ・ 地域功労者	
3) 結婚	・ P T A 正会員たる教職員	
4) 火事見舞い	・ 正会員（P T A 正会員たる教職員含む） ・ 賛助会員	
5) 転勤・退職	・ P T A 正会員たる教職員	花（2,000 円相当）

2. 葬儀・告別式は別途定める連絡網によって正会員に知らせるものとする

3. 忌、見舞いに関しては、必要に応じて臨機応変に対応するものとし、実行委員会において報告する

4. この規定は、実行委員会の承認をもって変更することが出来る。ただし、変更した際には、総会にて会員に報告するものとする

以上

立案 2018 年 1 月 23 日 P T A 準備委員会にて

制定 2018 年 2 月 13 日 日本橋小中一貫校 P T A 設立総会にて